（令和８年度　募集用）

東松山市特定公共賃貸住宅

入居者募集のご案内

目　　次

特定公共賃貸住宅の制度の概要・・・・・・・・・ 1 ページ

１．　入居者募集のあらまし・・・・・・・・・・・・　1 ページ

２．　申込資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4 ページ

３．　入居資格審査・・・・・・・・・・・・・・・・ 10 ページ

４．　入居者の決定方法・・・・・・・・・・・・・・ 12 ページ

５．　入居説明会・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12 ページ

６．　家賃・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12 ページ

７．　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12 ページ

◇募集一覧・募集スケジュール◇・・・・・・・・・ 別紙

注　　意

1. この募集の案内をよくお読みいただき、特定公共賃貸住宅の場所、周辺状況の確認をされた上、お申込みください。
2. 申込書は郵送とし、郵送先は埼玉県住宅供給公社熊谷支所です。
3. 申込書提出後は、原則として記載事項の変更はできません。
4. 個人情報利用目的等についての同意書が必要となります。
5. 入居可能日は、令和９年２月１日（月）です。

埼玉県住宅供給公社

当公社はプライバシーマークを取得しています。　10710050

問合わせ先

埼玉県住宅供給公社　熊谷支所

TEL：０４８―５７７－６０４３　　FAX：０４８―５２４－９７６９

受付時間　午前８：３０　～　午後５：１５

（土・日・祝日 及び 12 月 29 日から 1 月 3 日を除く）

令和８年１１月作成

特定公共賃貸住宅の概要

特定公共賃貸住宅とは

東松山市特定公共賃貸住宅は、「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」第 18 条の規定に基づき、収入が一定の基準の範囲にあって、住宅を必要としている方のために市が建設（設置）し、供給する公共賃貸住宅です。

１　入居者募集のあらまし

申込みから入居まで

申込資格を確認する

特定公共賃貸住宅を申込むためには一定の資格が必要です。
この案内書の４ページ～９ページに記載されている「申込資格」で確認してください。

申込書類を郵送する

◎申込期間：令和８年 11 月 2 日(月)～令和８年 11 月 16 日(月)
※11 月 16 日(月)の消印有効

申込みに必要な書類　(1)「特定公共賃貸住宅入居申込書」
(2)「同意書」
(3)「資格審査書類」（Ｐ10、11 参照）

「特定公共賃貸住宅入居申込書」への記入は、記入例をよく見て、必要事項を漏れなく記入してください。（記入漏れがありますと受付けられないことがあります。）

入居資格の審査は、皆様から郵送された書類によって行います。不足書類がありますと、審査ができませんのでよくご確認の上郵送してください。
また、審査に必要な書類は、皆様のご事情によってそれぞれ異なります。この案内書の１０、１１ページを確認の上、ご用意ください。

郵送は、専用封筒を使用してください。それ以外の封筒を使う際は、「入居申込書在中」と朱書きしてください。
なお、同一世帯で２通以上の申込みは失格となりますので、ご注意ください。

入居資格審査

入居資格の審査は、皆様から提出された書類によって行います。
また、埼玉県警の暴力団照会において暴力団員に該当された方は失格となります。
なお、資格審査の結果、入居資格に該当しない場合は「失格」の通知を、入居資格に該当した場合は「受付票」を送付いたします。

入居予定者の抽選　※入居資格を有する申込者が複数の場合に実施

申込者が複数名で、その複数の方々が入居資格を有する申込者となった場合は、抽選により入居予定者及び補欠者を決定します。

抽選に参加されたい方は、参加していただくことも可能です。抽選は、欠席されても抽選結果に影響はございません。

抽選日時：令和８年 12 月 10 日（木）午後２：00
抽選場所：埼玉県住宅供給公社熊谷支所

入居決定通知

資格審査及び抽選の結果、入居予定者となられた方に対しては「特定公共賃貸住宅入居決定通知書」と入居手続きに必要な書類等を送付し、入居説明会の開催を通知します。

入居説明会開催

入居決定者に対し、入居説明会を開催いたします。

【会場】：**埼玉県住宅供給公社　熊谷支所**
（埼玉県熊谷市赤城町１-１４７-２）

入居説明会では、入居に係る諸手続等の確認もいたしますので、次の書類をご持参の上、必ず出席して下さい。

・特定公共賃貸住宅入居決定通知書
・特定公共賃貸住宅入居請書
・敷金納入領収書の写し

（注）(1)無断で欠席されますと、失格となります。
(2)入居前に敷金（減額前の基準家賃の３ヶ月相当分）を納入していただきます。

入居の承認

「特定公共賃貸住宅入居承認書」を発行し、入居承認いたします。

入　　居

入居可能日　　令和９年２月１日（月）

（注）(1)　入居可能日から 10 日以内に入居していただきます。
(2)　家賃は、入居可能日から発生します。引越し日からではありませんので、ご注意ください。

個人情報の取り扱い

埼玉県住宅供給公社がお客様の個人情報をお預かりする場合は、下記利用目的等の通知又は公表を行ったうえで、利用目的の達成に必要な範囲で収集いたします。

また、保有するお客様の住所・氏名等の個人情報は、公社個人情報保護方針に則り、適切に取り扱います。

１．個人情報の利用目的

提供いただきました個人情報は、当公社が次の利用目的の範囲で利用させていただきます。

①特定公共賃貸住宅等の申込み、入居、収納、修繕、退去等の業務

②各種情報及び連絡事項のご連絡やご案内

③各種アンケートのお願い

④調査・統計資料の作成

⑤その他住宅等の管理上必要な場合

２．個人情報提供の任意性

申込書や各種申請書等について、個人情報を含む所定の記入箇所の不備や添付書類を提出されない場合、失格や無効など、不利益が生じる場合がありますので、ご承知おきください。

なお、各種アンケートについては、個人情報の提供は任意です。

３．個人情報の第三者提供

当公社は、「法令等に定めがある場合」、「個人の生命の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められる場合」等を除き、個人情報を第三者に提供することはいたしません。

４．個人情報の預託

当公社は、業務の執行上、個人情報保護の措置が講じられている業者（管理業者、修繕業者など）へ個人情報を預託する場合がありますので、ご承知おきください。

５．個人情報の利用目的の通知及び開示等のお求めの手続き

当公社は、本人又は本人から委託された代理人からの個人情報の開示・訂正・利用停止等のお求めに対応しております。

なお、お求めの際は各種請求書を提出していただきます。

個人情報問合わせ・相談窓口
TEL　０４８－８２９－２８６３
FAX　０４８－８２４－３７８６
メールアドレス　privacy@saijk.or.jp
個人情報保護管理責任者　事務局長
代表者　　理事長　庄司　健吾

※　別添の「同意書」に記入、押印していただき、特定公共賃貸住宅入居申込書等とあわせて提出してください。

２　申　込　資　格

申込みできる方（外国人は、在留カードの交付を受けている方）は、次のア～オまでのすべての要件を備えていることが必要です。

ア　現に同居し、又は同居しようとする親族（内縁関係にある方、婚約者、パートナーシップ宣誓をしている方及び里子を含む）があること。（次の※印にご注意ください。）

※内縁関係とは、住民票上で１年以上の同居が確認でき、かつ、双方に配偶者がいないことが条件になります。

※婚約者としての申込みは、入居可能日の前日までに入籍し、また両人とも同時に入居することが可能な場合において認められます。

※パートナーシップ宣誓をしている方とは、パートナーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ宣誓書受領カードの交付を受けた方になります。

※母子（父子）家庭で申込みの場合は

・婚姻関係が解消していること。（離婚が成立していること）

・婚姻関係が解消されていないで申込みの場合は、配偶者と住民票で１年以上の別居が確認できるか、または、家庭裁判所に離婚の調停を申し立てていること。（証明書添付）
なお、入居の前日までに離婚が成立できない場合は、配偶者が同居しない旨の「念書」の提出が必要となります。

※社会通念上著しく不自然な世帯分離による申込みはできません。詳細については、ご相談ください。

イ　申込み時に東松山市内に住所（住民票で確認できること）があり、市民税・県民税を滞納していないこと。

ウ　申込者本人を含めた同居世帯の全員が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第２条第６号に規定する暴力団員ではないこと。

エ　現に自ら居住するための住宅を必要としていること。
ただし、
（ア）自己名義の住宅を所有している方は申込むことができません。
（入居しようとする世帯全員の方が対象です）
（イ）特定公共賃貸住宅及び特定優良賃貸住宅等に入居している方は申込むことができません。

オ　入居しようとする世帯全員の収入の総額が、次の（表 1）にある収入基準の範囲内にあること。
（収入基準及び収入月額の算出方法は、5～9 ページを参照してください）

（表１）

申　込　み　範　囲	所得区分（収入月額）
一　般　の　申　込　み　の　方	１５８，０００円以上 ４８７，０００円以下

（所得区分による入居者負担家賃額）

所　得　区　分（収入月額）	入居者負担家賃額	
１５８，０００円　以上１８６，０００円　以下	５３，７００円	減額後
１８６，０００円　超え２１４，０００円　以下	６１，９００円	
２１４，０００円　超え２５９，０００円　以下	７２，５００円	
２５９，０００円　超え４８７，０００円　以下	９０，１００円	本来家賃

収入月額の計算方法

収入月額については、下記の計算方法により算出し、4ページの収入基準に該当するかを確認してください。

入居しようとする者全員の合計の収入認定用所得金額（A）	－	控除合計金額（B）	÷１２か月 ＝	収入月額

― 原　則 ―

収入基準を算出するにあたり使用する収入は、昨年１年間の収入です。

また、昨年１月２日以降に就職・転職等があった場合、昨年中から新たに事業を開始された方などは、現在の職における推定の年間収入を算出し、用いることとします。

なお、昨年以降に退職・事業の廃止などにより無収入となり、現在も就職、事業開始されていない場合は、収入が無いものとみなし、計算に加えないこととします。

(A) 収入認定用所得金額の計算方法

給与所得者　**⟶源泉徴収票では「支払金額」ではなく「給与所得控除後の金額」が年間所得金額です。市が発行した住民税決定証明書では所得の区分の「(給与収入)」ではなく「給与(調整控除後)」が年間所得金額となります。**

事業所得者　⟶　**確定申告書の所得金額の合計が年間所得金額となります。**

年金・恩給所得者　⟶　**源泉徴収票を使用する場合は、7ページ②　により年間所得金額を計算してください。市が発行した住民税決定証明書では所得の区分の「雑」が年間所得金額となります。**

(B) 控除金額の計算方法

控除金額の計算方法（8ページ）により、控除合計金額を算出してください

※前年１月２日以降に就職、転職又は事業を開始した方は、次の(ア)又は(イ)により、推定年間総収入金額及び、推定年間所得金額を算出してください。

（ア）**給与所得者**

推定年間総収入金額 ＝ $\dfrac{\text{勤続間の総収入金額－支払済賞与額}}{\text{勤続月数}}$ × 12か月＋賞与額

⟶　6ページ①により年間所得金額を計算する

（イ）**事業所得者**

推定収入認定用所得金額 ＝ $\dfrac{\text{事業により得た総収入金額－必要経費}}{\text{事業を営んだ月数}}$ ×12か月

（注）（ア）又は（イ）とも月の途中で就職、転職又は事業を開始した場合は、その月に得た収入額は除いて計算してください。

(参考)

○年間総収入金額とは…

給料、賃金、賞与、報酬及び時間外手当などの合計額で、所得税や社会保険料などを差し引く前の額です。ただし、通勤手当のうち非課税部分の収入は除きます。なお、給与所得は年間総収入金額から所得控除を行ったものです。

○事業所得とは…

給与所得以外のすべての所得のことです。事業等により得た年間総収入金額から、税法上認められた必要経費を控除したものが事業所得となります。

○所得とならないもの…

生活保護扶助料、失業給付金、労災保険給付金、遺族・障害年金などは非課税所得で、所得とはなりません。

（A）収入認定用所得金額の計算方法

① 給与所得者（５ページ（ア）に該当する方）

□推定年間総収入金額から年間所得金額を計算する

各自の推定年間総収入金額を下表にあてはめて、年間所得金額を算出してください。

給与所得控除後の給与等の金額の算出

<table>
<tr><th>推定年間収入金額（★）</th><th colspan="2">推定年間所得額（円）</th></tr>
<tr><td>650,999 円以下</td><td colspan="2">0</td></tr>
<tr><td>651,000 円～1,899,999 円</td><td colspan="2">推定の年間収入金額 － 650,000 円</td></tr>
<tr><td>1,900,000 円～3,599,999 円</td><td rowspan="2">★ ÷4000＝A
A の小数点以下切り捨てた額＝B
B × 4000 ＝ C</td><td>C×0.7－80,000</td></tr>
<tr><td>3,600,000 円～6,599,999 円</td><td>C×0.8－440,000</td></tr>
<tr><td>6,600,000 円～8,499,999 円</td><td colspan="2">★×0.9－1,100,000</td></tr>
<tr><td>8,500,000 円以上</td><td colspan="2">推定年間収入金額－1,950,000</td></tr>
</table>

② 年金・恩給所得者

年間所得金額を計算する

年金・恩給を受けている方は、次の計算方法により年間所得金額を算出してください。
（1円未満の端数は切り上げます。）

受給者の年齢	年金・恩給額	年間所得金額の計算方法（円）
65歳以上の方	1,100,000円以下	年間所得金額は0
	1,100,001円以上 3,300,000円未満	（年金・恩給額）－1,100,000
	3,300,000円以上 4,100,000円未満	（年金・恩給額）×0.75－275,000
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	（年金・恩給額）×0.85－685,000
65歳未満の方	600,000円以下	年間所得金額は0
	600,001円以上 1,300,000円未満	（年金・恩給額）－600,000
	1,300,000円以上 4,100,000円未満	（年金・恩給額）×0.75－275,000
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	（年金・恩給額）×0.85－685,000

※ 受給者の年齢区分は、その年の12月31日の年齢によります。
（1月1日生まれの方は、年齢を1歳加算してください）

※1人で給与所得と年金所得の双方に該当する方は、それぞれ計算して合計してください。

※給与所得控除後の金額と公的年金等の雑所得の金額の合計が１０万円を超える場合は、給与所得控除後の金額から最高で１０万円を差し引いた額が給与所得金額となります。

［給与所得控除後の給与の金額（１０万円超の場合は１０万円)］
＋公的年金等に係る雑所得の金額（１０万円超の場合は１０万円)］
－１０万円＝給与所得控除後の金額から控除する額

(B) 控除金額の計算方法

下表の該当する項目ごとに控除金額を算出し、合計してください。

控除種別		控除対象者	控除金額
一般控除	同居・扶養	申込者本人を除く同居（又は同居しようとする）親族及び同居しない所得税法に基づく遠隔地扶養親族 （備考：収入の有無にかかわらず控除されます）	380,000 円×　人＝　　円
特別控除	給与・年金	申込者本人又は同居親族に給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する方	100,000 円×　人＝　　円 （所得額が 10 万円未満の場合は当該所得額）
	特定扶養親族	扶養親族のうち、年齢 16 歳以上 23 歳未満（入居可能日の前日時点）の方	250,000 円×　人＝　　円
	老人扶養親族	扶養親族のうち、年齢 70 歳以上（入居可能日の前日時点）の方	100,000 円×　人＝　　円
	老人同一生計配偶者	同一生計配偶者のうち、年齢７０歳以上（入居可能日の前日時点）の方	
	障害者	申込者本人、同居親族及び同居しない扶養親族のうち (1)児童相談所などから中度･軽度の知的障害者と判定された方 (2)２、３級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 (3)３級～６級の身体障害者手帳の交付を受けている方 (4)戦傷病者手帳の交付を受けている方で第四項症から第六項症まで及び第五款症までの方 (5)年齢６５歳以上で障害の程度が(1)(3)と同程度であることの認定書を福祉事務所長などから交付されている方	270,000 円×　人＝　　円 ※同一人物で障害者控除と特別障害者控除が重複する場合は控除額の大きいものが対象
	特別障害者	申込者本人、同居親族及び同居しない扶養親族のうち (1)心神喪失の状況にある方 (2)精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で１級の方 (3)児童相談所などから重度の知的障害と判定された方 (4)身体障害者手帳の交付を受けている人で 1･2 級の方 (5)戦傷病者手帳の交付を受けている人で､特別項症から第 3 項症までの方 (6)原子爆弾被爆者のうち厚生労働大臣の認定を受けている方 (7)年齢 65 歳以上で障害の程度が(1)(3)(4)と同程度であることの市長の認定書を交付されている方 (8)常に就床を要し複雑な介護を要する方	400,000 円×　人＝　　円 ※同一人物で障害者控除と特別障害者控除が重複する場合は控除額の大きいものが対象
	ひとり親	所得者本人が現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らか出ない者で、次の要件すべてに当てはまる方 (1)生計を一にする子供がいること (2)合計所得金額が 500 万円以下であること (3)所得者本人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと	350,000 円×　人＝　　円 （所得額が 35 万円未満の場合は当該所得額）
	寡婦	所得者本人が、㋐から㋒のいずれかに該当し、かつ、(1) から(3)の要件すべてに当てはまる方 ㋐夫と離婚してから婚姻していない方で扶養親族がいる方 ㋑夫と死別してから婚姻をしていない方 ㋒夫の生死が明らかでない方 (1)ひとり親に該当しないこと (2)合計所得金額が 500 万円以下であること (3)所得者本人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと	270,000 円×　人＝　　円 （所得額が 27 万円未満の場合は当該所得額）

収入月額算出の計算例（参考にしてください）

特定公共賃貸住宅入居申込書記入例にある家族構成で、夫の住民税決定証明書の「給与（調整控除後）」の金額が 3,364,800 円、妻の「給与（調整控除後）」の金額が 684,555 円（３級の身体障害者手帳の交付を受けている）、子供 2 人には収入がない場合

１．年間所得金額を合計する

3,364,800 円＋684,555 円＝4,049,355 円（所得合計金額）・・・・・（ａ）

２．控除金額を計算する

同居・扶養控除　380,000 円×3 人＝1,140,000 円
給与・年金控除　100,000 円×2 人＝200,000 円
障害者控除　270,000 円×1 人＝270,000 円
特定扶養親族控除　250,000 円×1 人＝250,000 円
1,140,000 円＋200,000 円＋270,000 円＋250,000 円＝1,860,000 円（控除合計金額）・・（ｂ）

４．収入月額を算出する

（ａ）　　（ｂ）
（4,049,355 円－1,860,000 円）÷12＝182,446 円（収入月額）

５．入居資格を確認する

この計算例の場合、世帯の収入月額が基準の収入月額の範囲内でありますので、申込資格に該当することとなります。

なお、計算の結果、収入月額が基準範囲外となってしまった場合は、資格審査で失格となる可能性があります。

３　入居資格審査

資格審査に必要な書類
（各種証明書は市町村長が３ヶ月以内（募集開始日時点）に発行したもの）

◎　全員の方に必ず提出していただく書類

書 類 の 種 類		書　類　の　内　容	窓口
世帯全員の住民票		**世帯全員**で証明され、**続柄**の記載のある**「住民票」**	市役所 市民課
申込み世帯全員の所得の証明書 （給与所得者 年金受給者 事業所得者）		令和８年度（令和７年分）の**「住民税決定証明書」** **＊所得に関する書類は、中学生以下の方を除いて全員必要です。** **＊年金所得者も「住民税決定証明書」が必要です。**	市役所 課税課 （住民税決定証明書）※
申込み世帯全員の市県民税を滞納していないことの証明書	市県民税 納税義務者	直近年度分（納期到来済み）の**「納税証明書」** ＊市県民税に滞納がある場合は失格となります。	市役所 収税課 ※
	市県民税 非課税者	直近年度分（納期到来済み）の**「非課税証明書」**	市役所 課税課 ※
現在住んでいる住宅の証明書	民間借家等に住んでいる方	**「建物賃貸借契約書」**の全ページの写し ＊審査時点で締結中の契約期間内のものが必要です。	―
	親族等の家に住んでいる方	所有権記載のある、家屋の**「固定資産評価証明書」** ＊共有名義の場合、共有者すべての方が確認できるもの。	市役所 課税課

次ページに続く

※上記の市役所窓口において発行される書類は、マイナンバーカードをお持ちであれば、コンビニでも発行を受けることができます。

※東松山市外から転入された方は、転入の時期によって窓口が他市町村となる場合があります。

◎該当する方のみ提出していただく書類
（各種証明書は市町村が 3 か月以内に発行したもの）

区　　分	書　　類　の　名　　称
母子(父子)世帯 （配偶者のいない方）	戸籍謄本（全部事項証明書）(親子別戸籍の場合は双方が必要）＊1
ひとり親・寡婦控除に該当する方	戸籍謄本（全部事項証明書）(配偶者の死亡等が確認できるもの・親子別戸籍の場合は双方が必要）＊1
事実上婚姻が解消した世帯	戸籍謄本（親子別戸籍の場合は双方が必要）＊1 1 年以上別居していることが確認できる双方の住民票、家庭裁判所に離婚の調停を申し立てている証明書又は児童扶養手当証明書
内縁(事実上婚姻)関係に該当する方	それぞれの戸籍謄本と内縁関係申立書（用紙は 18 ページ）＊1 1 年以上同居していることが確認できる、世帯全員の続柄記載の住民票
パートナーシップ宣誓をしている方	パートナーシップ宣誓書受領証またはパートナーシップ宣誓書受領カードの写し
里親（里子と同居される方）	児童委託証明書
障害者の認定を受けている方	障害者の認定を受けていることが分かる書類 ・身体障害者手帳の写し ・精神障害者保健福祉手帳の写し又は精神障害の障害年金給付の証明書 ・みどりの手帳(療育手帳)の写し　・戦傷病者手帳の写し等 難病患者等の場合は市町村が交付する障害福祉サービス受給証又は地域相談支援受給者証等の写し
前年１月２日以降に現在の職場に就職した方	給与支払証明書（用紙は 14、15 ページ）
前年１月２日以降に自営業を開業した方	税務署長に提出した開業届の控えの写し（税務署の受付が確認できるもの） 事業所得等収支明細書（用紙は 16 ページ）
前年１月２日以降に退職し現在無職の方がいる世帯	雇用保険受給資格者証の写し又は退職証明書（用紙は 17 ページ） （退職証明書は、直近の勤務先の代表者等が証明したもの。）
前々年１１月以降に新たに年金の受給権を取得した方	年金証書及び年金支払通知書の写し
日本国籍のない方	住民票(世帯全員で、続柄の記載のあるもの) 在留カードまたは特別永住者証明書(カード)表裏の写し ※みなし期間により在留カード等の交付を受けていない方は 外国人登録証明書(カード)表裏の写し ※世帯の中で、カードの交付を受けている方は全員分が必要です
現在婚約中の方	婚約の証明書（用紙は 19 ページ） ※入居可能日の前日までに入籍したことが確認できる書類(婚姻受理証明書、戸籍謄本、住民票のいずれか)を提出することが条件となります。
家賃の減額を希望する方	特定公共賃貸住宅家賃減額申請書（用紙は 20 ページ）

注意）　＊1　戸籍謄本が取れない外国籍の方は、各国の公的機関で発行される独身証明書（婚姻要件具備証明書）等　配偶者の死亡、離婚、未婚の確認ができる公的証明書と日本語訳を提出してください。

＊申込世帯の状況によっては、上記以外の書類の提出を求めることがあります。

＊審査書類の返却はできません。

4　入居者の決定方法

(1) 入居予定者の選定

申込者が複数あり、複数の入居資格に該当する申込者があった場合には、抽選により入居予定者を決定します。

(2) 入居者の決定

入居予定者となられた方には、**「特定公共賃貸住宅入居決定通知書」**を送付します。なお、入居資格のなかった方及び入居者選定審査の結果落選となった方に対しては、**「特定公共賃貸住宅入居者選定結果通知書」**を送付します。

（注）入居には入居予定者から**「特定公共賃貸住宅入居請書」**の提出等、入居のための手続が必要になりますので、この時点でアパートや民営借家等の解約等の申し出をしないでください。

5　入居説明会

入居予定者と決定された方に対して、入居可能日当日に入居説明会を開催いたします。
入居可能日については、「入居説明会開催通知」をご確認ください。

入居説明会では、特定公共賃貸住宅に入居された後に行っていただく申請手続などについて説明しますので、必ず出席してください。なお、この説明会を無断欠席されますと失格になりますので、出席できないときは、埼玉県住宅供給公社熊谷支所まで事前に連絡してください。

6　家　　賃

（所得区分による入居者負担家賃額）

所　得　区　分（収入月額）	入居者負担家賃額	
１５８，０００円　以上１８６，０００円　以下	５３，７００円	減額後
１８６，０００円　超え２１４，０００円　以下	６１，９００円	
２１４，０００円　超え２５９，０００円　以下	７２，５００円	
２５９，０００円　超え４８７，０００円　以下	９０，１００円	本来家賃

※家賃の減額を希望される方は、特定公共賃貸住宅家賃減額申請書（用紙は 20 ページ）をご提出ください。

7　そ　の　他

(1) 共益費等の負担

特定公共賃貸住宅の家賃のほかに、月々の共益費（負担金額決められており、向台住宅自治会で管理しています）及び各自が使用する光熱水費があります。

(2) 住宅について

ア　特定公共賃貸住宅は、向台住宅（市営住宅）の一部です。
イ　向台住宅は、オール電化住宅であり、電気コンロまたはＩＨヒーター等の自己負担による設置が必要になります。
ウ　向台住宅には、市で管理する駐車場がありません。**住宅敷地内には、入居者を含め、どなたも自動車を駐車させることはできません。**駐車場は、入居者自ら確保してもらうこととなります。

エ　他の入居者の迷惑になりますので、住宅内では、犬、猫などの動物の飼育はできません。
オ　高速インターネット通信の導入には制限があります。

(3) 敷金及び緊急連絡人

ア　敷金は、家賃の３ヶ月分を入居決定のあった日から入居可能日までに納入していただきます。
イ　入居に際しては、1名の緊急連絡人が必要です。
※「緊急連絡人」は入居者の緊急時に連絡をとる人です。緊急連絡人となられる方がいない場合は、埼玉県住宅供給公社熊谷支所へ相談ください。
ウ　入居できるのは「入居可能日」からとなります。入居（引越し）は、入居可能日から 10 日以内に完了してください。

(4) 入居後の注意事項

ア　家賃は原則として、口座振替により納入していただきます。
イ　家賃の納入期限は毎月末日（１２月は２５日前後）です。家賃を滞納すると明渡しの請求がされます。
ウ　入居後、家賃の減免を受けようとする場合は、 家賃減免申請書を毎年提出していただく必要があります。
エ　家賃は引越日にかかわらず、入居可能日より発生します。
オ　入居後において、入居者（同居者を含む）が暴力団員と判明した場合は、明渡しの請求がされます。

(5) 修繕費用の負担

市が定めた修繕や入居者の責めに帰すべき事由により修繕の必要が生じたときは入居者の負担となります。

(6) 入居者の費用負担義務

ア　電気・ガス・水道及び下水道の使用料
イ　汚物及びじんかいの処理に要する費用
ウ　共同施設又はエレベーター、給水施設及び汚水処理施設の使用又は維持、運営に要する費用
エ　上記以外の特定公共賃貸住宅及び共同施設の修繕に要する費用

(7) 入居者の保管義務

入居者の責めに帰すべき事由により、当該特定公共賃貸住宅又は共同施設が滅失し、又はき損したときは、入居者が原状に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければなりません。

(8) 住宅の退去

入居者が持ち込んだ家具等は全て撤去し、故意・過失により破損・損傷した部分の修繕を入居者の負担により行い、熊谷支所へ連絡の上、退去検査を受けてください。

(9) 自治会活動について

各団地では、自治会を組織して様々な活動をしています。入居されましたら、自治会に入会し活動に協力してください。

※前年１月２日以降に現在の職場に就職した方に提出していただくものです。

給 与 支 払 証 明 書

氏名		採　用 年月日	令和　　年　　月　　日	職種		扶養家族	人

年　月	基　本　給	賞　　与	時間外勤務手当	その他の手当	月　　計
年 月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
合　計					

上記のとおり給与を支給したことを証明します。

令和　　年　　月　　日

所在地

給与支払者　　電　話

名称及び代表者氏名　　印

給与の支払者が法人の場合は、法人名と代表者名を記載し社印又は代表者印を、また、個人の場合は個人印を押してください。

●記載上の注意……給与支払者様へ

ア　さかのぼって１年間（勤務が１年に満たない場合は、その該当月だけ）記入してください。
（前の勤務先等での収入は記入する必要がありません。）

イ　就職後１ヶ月に満たない場合は、今後１年間の推定年間給与合計を算出してください。

ウ　記載事項は給与の原簿からペンまたはボールペンで正確に転記してください。

エ　記載を必要としない欄は斜線を引いてください。

オ　訂正箇所には必ず訂正印を押してください。

カ　通勤手当等の非課税部分の収入は記入しないでください。

※前年１月２日以降に現在の職場に就職した方に提出していただくものです。

給 与 支 払 証 明 書

(パート・アルバイト用)

氏名		採　用 年月日	令和　　年　　月　　日	職種		扶養家族	人

年　月	時給（日給）	勤務時間／日	勤務日数／月	その他の手当	月　　計
年 月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
合　計					

上記のとおり給与を支給したことを証明します。

令和　　年　　月　　日

所在地

給与支払者　　電　話

名称及び代表者氏名　　印

給与の支払者が法人の場合は、法人名と代表者名を記載し社印又は代表者印を、また、個人の場合は個人印を押してください。

●記載上の注意……給与支払者様へ

ア　さかのぼって１年間（勤務が１年に満たない場合は、その該当月だけ）記入してください。
（前の勤務先等での収入は記入する必要がありません。）

イ　就職後１ヶ月に満たない場合は、今後１年間の推定年間給与合計を算出してください。

ウ　記載事項は給与の原簿からペンまたはボールペンで正確に転記してください。

エ　記載を必要としない欄は斜線を引いてください。

オ　訂正箇所には必ず訂正印を押してください。

カ　通勤手当等の非課税部分の収入は記入しないでください。

※前年１月２日以降に自営業を開業した方に提出していただくものです。

事業所得等収支明細書

令和　　年　　月　　日

１　氏　　名　　印

住　　所　　電話番号

２　業　種　名

事業所名称

事業所所在地　　電話番号

３　事業開始年月日　令和　　年　　月　　日

４　事業期間　令和　　年　　月　　日～令和　　年　　月　　日

５　月別収支内訳

区分	月別	令和　年　月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	合　計
収入の部														
	計													
支出の部														
	計													
差　引														

※　この収支明細書を提出する方は現金出納帳など、収支明細を証明できる帳簿を持参してください。

※　さかのぼって１年間（１年に満たない場合は、その該当月だけ）記入してください。

※前年１月２日以降に退職し、現在無職の方に提出していただくものです。

退　職　証　明　書

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の者は、令和　　年　　月　　日付けで退職した
ことを証明します。

令和　　年　　月　　日

証　明　者

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

名　　称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（あて先）埼玉県住宅供給公社　理事長

※内縁関係に該当される方に提出していただくものです。

内縁関係申立書

私達は、　　年　　月　　日頃から内縁関係にあることを申し立てます。

令和　　年　　月　　日

申　立　者

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（あて先）埼玉県住宅供給公社　理事長

※現在婚約中の方に提出していただくものです。

婚 約 の 証 明 書

申込者　　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

婚約者　　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記両名は、　　年　　月　　日婚約成立し
令和　　年　　月　　日届出予定であることを証します。

令和　　年　　月　　日

（あて先）埼玉県住宅供給公社　理事長

証明者　　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（注）・入居可能日の前日までに婚姻の届出をしたことが確認できることが条件となります。
・証明者欄には第三者の方の署名が必要です。

様式第 15 号(第 27 条関係)

特定公共賃貸住宅家賃減額申請書

年　　月　　日

東松山市長　松坂　喜浩　あて

〒　　－　　電話

住　所　東松山市＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

入居者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

特定公共賃貸住宅の家賃の減額を受けたいので、東松山市市営住宅条例施行規則第 27 条の規定により申請します。

備考　入居者氏名は、入居請書の提出者と同一人としてください。

本人及び同居者の所得の額を証する書類(所得証明書等)を添付してください。

問合わせ先

埼玉県住宅供給公社　熊谷支所

受付時間　午前８：30～午後５：15

（土・日・祝日 及び 12 月 29 日から 1 月 3 日を除く）

〒360-0826

埼玉県熊谷市赤城町１-１４７-２

TEL：０４８―５７７－６０４３

FAX：０４８―５２４－９７６９

※ 電話番号のかけ違いにご注意ください。

案　内　図

